

令和 2 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書  
( 第 二 次 )

松 阪 市 監 査 委 員

20松監第000172号  
令和3年3月22日

松阪市監査委員 西村和浩  
松阪市監査委員 加藤恭子  
松阪市監査委員 楠谷さゆり

令和2年度定期監査（第二次）結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので、監査の結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

# 定期監査

## 第1 監査実施年月日及び対象箇所

実施年月日	監査対象箇所
令和3年1月12日	大河内小学校 伊勢寺小学校 大河内保育園 伊勢寺幼稚園
令和3年1月18日	第二小学校 豊田小学校 三郷保育園 豊田幼稚園
令和3年1月26日	幸小学校 宮前小学校 飯高中学校 第二保育園 飯南たんぽぽこども園
令和3年2月1日	米ノ庄小学校 三雲中学校 西中学校 ひかり保育園 ひかり保育園こだま分園
令和3年2月5日	漕代小学校 東黒部小学校 山室幼稚園 花岡幼稚園

## 第2 監査の概要

### 1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査  
地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

### 2 監査の対象

令和元年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、市立の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校の中からそれぞれ抽出して監査を実施した。

### 3 監査の主眼

地方自治法第199条第3項の趣旨を基本とし、次の事項を監査の主眼とした。

- (1) 予算の執行は、適法かつ効果的に行われているか。
- (2) 備品の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。
- (3) 現金の保管及び取り扱いは、適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に運用されているか。
- (5) その他事務事業の執行状況については、適正かつ効率的に行われているか。

## 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各園長、学校長から説明を受けるとともに、関係諸帳簿及び書類等を調査し、監査を実施した。

## 第4 監査の結果

監査の対象とした令和元年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘要望事項は、次のとおりである。

### ○現金保管状況の確認について

保育園において、現金出納簿上で現金保管状況の複数人によるチェックが確認できない園が見られた。現金出納簿を改訂し複数人でのチェックが確認できるようにされたい。

### ○教職員の働き方改革について

教職員の総勤務時間縮減を進めるために、管理職からの働きかけや定時退校日の設定、会議時間の縮小などに取り組まれている。各校において、今後も教職員の働き方改革に向けてさらに取組を進められたい。

### ○防災訓練、避難訓練等の実施について

すべての学校・園において、防災訓練、避難訓練等が実施されている。今後もその学校・園を取り巻く環境等に応じた訓練を実施されたい。

## 意見

### ○特色ある学校づくり推進事業委託業務について

- ・委託業務の対象となる経費の範囲が不明確であるため学校配当予算等で支出すべきと考えられる経費をこの委託料から支出しているものが見られた。対象となる経費の範囲を明確にするとともに、十分な審査と適切な指導を行われたい。
- ・当委託事業で支払われている講師謝金については、源泉徴収すべきであるため、検討、改善されたい。